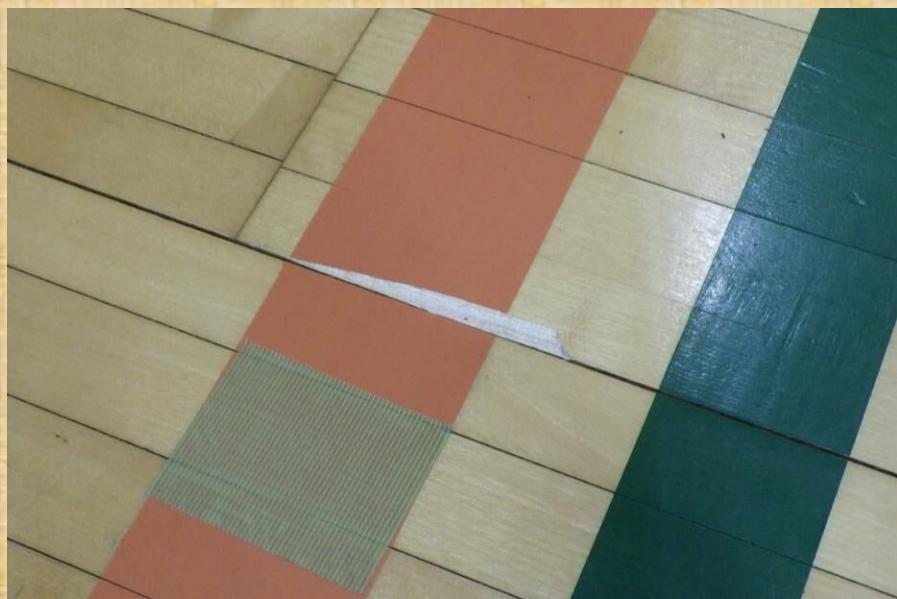




# 体育館の床板の剥離による事故防止について －子供たちを守るために－



令和 7 年 5 月

# 1.はじめに

体育館の床板の一部が剥離し、腹部に突き刺さり被災者が重傷を負った事故をきっかけとして、消費者庁の消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」）が、消費者庁の事故情報データバンクに寄せられた事例及び報道情報を収集したところ、平成18年から平成27年までの間に同種又は類似の事故が7件発生していた。この中には、**木片が内臓に達した事例**もあった。

調査委員会は、消費者安全法第23条第1項の規定に基づき、平成27年度より事故等原因調査を進め、平成29年5月に事故等原因調査報告書（以下「消費者庁報告書」）をとりまとめた。そして、消費者安全調査委員長より、文部科学大臣に対し意見が提出された。

それを受け、文部科学省は、「**体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）**」（平成29年5月29日付29施企第2号）等を発出し、学校設置者に対して**体育館の床板の剥離による負傷事故の防止をお願い**しているところである。

## 平成18年～平成27年までの体育館の床板の剥離による負傷事故の事例

発生年	竣工又は床板の全面改修から事故発生までの年数	負傷者の活動	負傷部位	入院日数
平成18年	16年	バレーボール	胸部	1週間～10日程度
平成23年	8年	バレーボール	胸部	7日間
平成25年	2年	バレーボール	腹部（内臓裂傷）	27日間
平成25年	26年	バレーボール	腹部	4日間
平成26年	31年	バレーボール	腹部	12日間
平成27年	25年	フットサル	背中（内臓裂傷）	24日間
不明	不明	バレーボール	左大腿部から下肢	不明

※消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書【概要】

—体育館の床板の剥離による負傷事故—（消費者安全調査委員会 平成29年5月29日）より作成

しかし、令和6年12月から令和7年2月にかけて、目視による日常点検等を実施している学校においても、**体育館の床板の剥離（ササクレ・ひび割れ・欠け等による剥がれ）等による負傷事故が相次いで発生**している。

これらの事故を受け、文部科学省において、同様の事案の再発防止と体育館の安全確保に万全を期すため、本手引きを作成した。

## 2.近年の体育館の床板の剥離等による負傷事故について

Q 近年の体育館での負傷事故にはどのようなものがあるか？

沖縄県内の公立小学校  
(令和7年2月発生)

バレーボールで飛び込んだ際に、  
剥離した床板が左腰部に刺さり  
負傷する事故が発生。  
(木片寸法 : 0.5cm × 5cm)



群馬県内の公立中学校  
(令和7年2月発生)

バレーボール部の練習試合中、  
飛び込んだ際、床板の継ぎ目  
がシャツにかかって剥離した  
床板が、鋭角の形状で右腹部  
に刺さり負傷する事故が発生。  
(木片寸法 : 12mm × 30cm)



東京都内の公立中学校  
(令和7年1月発生)

体育の授業中、滑りながら床  
に座った生徒の臀部に剥離した  
床板が刺さり負傷する事故  
が発生。（支柱の仮置きで床  
板が傷ついていた）



宮城県内の公立小学校  
(令和7年1月発生)

バレーボールの部活動中、生徒  
が滑り込みをした際、床板から  
露出していたねじ頭により膝に  
裂傷を負う事故が発生。（老朽  
化により、木栓が外れ、ねじ頭  
が露出していた）



東京都内の公立小学校  
(令和6年12月発生)

学校開放利用団体の活動中、  
団体に所属する児童の臀部に  
剥離した床板が刺さり負傷す  
る事故が発生。

（木片寸法 : 7cm × 0.6cm）



- ① 水拭き及びワックス掛けを実施していない学校でも、事故が発生している。
- ② 築10年と比較的新しい学校においても、事故が発生している。
- ③ 目視による日常点検を実施している学校においても、事故が発生している。

### 3. 体育館の床板の点検について

Q 効果的に床板を点検するにはどのような手法があるか？

→ 日常点検を実施していた体育館においても、負傷事故が相次いで発生していることから、体育館の状況を踏まえ、床板剥離を引き起こすササクレ・ひび割れ・欠け等の有無を定期的に詳細な点検を実施する必要がある。

例えば、目視による点検を行う場合も、**体育館の床面から近い距離で、ゆっくりとしたスピードで、確実に確認**を行う方法がある。

(消費者庁報告書では「**目視の場合は、担当範囲を定める、又は複数の目で見る、目視だけではなく、ストッキングをかぶせたモップ等を使用する等があり得る**」と記載されている。)

#### 柔らかい布を使用した点検方法の例

目視と併せてストッキング等の柔らかい布を使用し、床板の長手方向（板目の長い方）に両方向から満遍なくふき取りを実施し、危険なササクレ・割れ・欠け等の破損等により、ひっかかり等がないか確認する触診による点検方法もある。



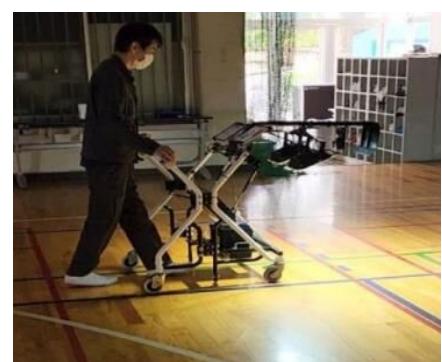
担当範囲を定め、近い距離で点検を実施している例

ストッキングや柔らかい布等を用いた点検の例

#### 参考事例

##### 新技術を活用したロボットによる点検方法の例

- 目視点検や触診点検でも見落としやすい床面のササクレやササクレにつながる小さな割れや欠けを効率的かつ効果的に検出するロボット等の新技術も、近年、開発されている。
- 作業人員の削減、Webアプリケーションや自動生成された図版による損傷箇所の位置情報把握が可能になり、効率的な点検の実施が可能。
- また、点検範囲の網羅性の確保、点検基準の統一化といった、効果的な感知・点検の実施が可能。



ロボットを用いた撮影・点検の様子

※（一社）生涯スポーツ社会創成研究所の作成資料より引用

## 4. 体育館の床板の応急処置・簡易補修について

Q ササクレが見つかった際の応急処置・簡易補修にはどのような手法があるか？

→ 床板に劣化や不具合が生じた場合には、まずは専門業者に相談することが重要ですが、不具合の度合いが軽微であれば、原則として、部分補修による修復が可能です。

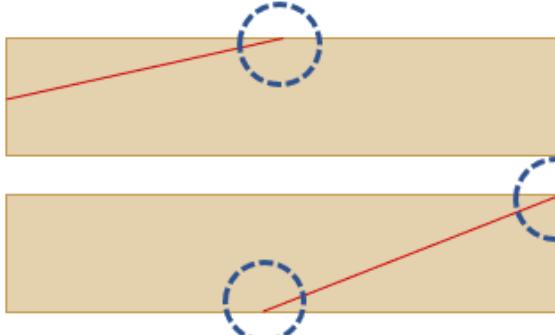
### ① 床板の傷、割れ等を発見した場合の応急処置の例

傷、割れ等を発見した場合は、危険個所の使用禁止またはテープを貼り応急措置を行い、できるだけ速やかに床板の専門業者に相談すること。

応急措置には、ライン用テープなど粘着力の弱いものを使用する。色付きのテープは不具合箇所の確認がしやすい。ガムテープは、剥がす際に塗膜や床板の表面材まで剥がしてしまう恐れがあるため使用しない。



### 対応が必要となる割れ方の例



○ … 「角」があり割れれば刺さる可能性がある箇所

### 対応が必要となる傷の例

状 態：ササクれている

状 態：凹みの角が床面より尖っている

状 態：深く凹んでいる

状 態：凹みの淵が尖っていて  
指が引っかかる

状 態：過去の修復箇所がざらざらで  
指が引っかかる

※（独）日本スポーツ振興センターの作成資料より引用

### POINT



- ・体育器具や重量物の移動、ラインテープ除去等により外力が加わると、床板の損傷に繋がる場合がある。
- ・移動式バスケットボールゴールやピアノ等を移動する際は適切な養生等を行うとともに、テープ除去はゆっくりと行うなどの配慮が必要。

## 4. 体育館の床板の応急処置・簡易補修について

Q ササクレが見つかった際の応急処置・簡易補修にはどのような手法があるか？

### ② 床板の簡易補修（パテ埋め補修）を行う場合の手順例

軽微で部分的な不具合であれば部分補修で対応可能であり、パテによる隙間埋め補修（下図）、接着剤による割れ・ササクレ補修がある。



※参考：パテ埋めによる簡易補修の手順は、動画でも解説されている

<https://www.youtube.com/watch?v=Afip9l1jG-s>

（監修）公益財団法人 日本スポーツ施設協会 屋内施設フロア一部会

※写真是、公益財団法人日本スポーツ施設協会の作成資料より抜粋



## 5. ササクレによる事故防止について

Q 事故防止のために、どのような頻度・内容の維持管理を行う必要があるか？

→ 事故防止のためには、適切な維持管理が必要。また、体育館の床板に劣化や不具合が生じた場合には、不具合の状況に応じた補修又は改修が必要です。

どのような改修が必要かは、専門業者の調査・診断等により対応策を決めることが重要である。

### ① 定期的な維持管理（ポリウレタン樹脂塗装）の実施

床板の状況に応じて、**2～3年でポリウレタン樹脂塗料の重ね塗りを行うことが重要。**  
(ワックスが塗られている場合、ポリウレタン樹脂塗装の重ね塗りができない場合があるので、必要に応じて専門業者に相談すること。)

また、体育館の利用状況や環境により床板の劣化状況が変化するほか、不具合の発見が難しい場合もあるため、**床板の専門業者等による、調査・診断（定期点検）等を踏まえ、詳細な検討することも重要。**

### ② 長期的な改修計画の策定

床板の使用に伴う劣化は避けられないことや**床板の塗膜の耐用年数が10年程度**であることを踏まえ、床板の劣化を抑制し、床板の性能をスポーツに適した状態に回復するためには、計画的に改修を行うことが必要。

体育館の所有者は、利用状況を勘案し、2～3年でポリウレタン樹脂塗料の重ね塗りに加え、**10年で全面サンダー掛け後の再塗装、20年で床下地を含む床全面取替え**といった中長期的な改修計画を立てる必要がある。

日常点検・定期点検により塗膜の劣化（剥がれ、摩耗による床板表面の露出・汚れの沈着など）が見られる場合や、専門業者による判断により改修や修繕が必要とされた場合には、計画を見直す必要がある。また、改修の際は、**ササクレ発生の防止加工がされた床板を使用することも有効。**

#### 取組事例 床シートを用いた体育館床の改修事例

#### 兵庫県神戸市の取組事例

- 近年発生した床板剥離による負傷事故や維持管理の容易性を踏まえ、床シート（6mm厚程度のもの）を採用（右図）。
- 事故防止のため、市内の学校の体育館の改修を行う際に、床シートへの改修を行う方針としている。
- ボールの跳ね方などの機能面については、利用者から問題等は報告されていない。
- 令和5年に5校、令和6年に13校の改修工事を実施している。



※床シートを用いた体育館でも日常点検を適切に実施し、不具合を発見した際は速やかに専門家に相談すること

## 6.維持管理のポイントについて

Q：その他、維持管理において、どのようなポイントに気を付ける必要があるか？

- 消費者庁報告書を踏まえ、体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策をより一層推進するため、維持管理における下記の取組等を適切に実施していただきたい。

### ポイント1 適切な清掃の実施（水拭き及びワックス掛けの禁止）

#### 日常清掃と特別清掃

体育館の床板は、日常清掃及び特別清掃により清潔に保つ。特別清掃は日常清掃では取りきれない汚れを除去するために数か月に一度行う。

#### 水分の影響を最小限に

水拭き及びワックス掛けは、床板等の不具合発生の観点からは行うべきではない。やむを得ずワックスを使用する場合には、水分の影響を最小限とするよう注意する。

### ポイント2 日常点検・定期点検の実施

#### ① 点検の実施と記録



日常的、定期的に点検を行い、その実施した記録を保管する。  
点検記録表を作成し、点検項目及び方法について実際に点検を行う者に分かりやすく周知する。

#### ② 不具合発見時の対応



床板等の不具合を発見した場合は、速やかに応急処置又は補修を行う。  
必要に応じて専門業者に相談して補修又は改修を行う。

#### ③ 記録の保管



不具合を把握した場合には、写真を撮影する等の方法で不具合の内容を記録し、不具合の位置や箇所数とともに記録し保管する。

体育館ごとに、体育館の適切な維持管理についての責任者を定め、当該責任者に、点検の実施や床板等の不具合について責任を持って対応に当たらせる。

### ポイント3 維持管理を外部委託する際の適切な仕様の設定

#### 仕様書での明確化

体育館の維持管理を外部に委託する場合には、適切な清掃の実施や点検・記録の保管について仕様書で定めるなどして、受託者に対し同様の対応を求める。

#### 資格保有者の配置

受託者には公認スポーツ施設管理士資格※を有する者がいることを条件とするなど、維持管理の質を保つための要件を設定する。

※ 公認スポーツ施設管理士養成講習会（主催：公益財団法人日本スポーツ施設協会）で指定科目を受講し、試験に合格した者が取得できる資格

### ポイント4 長期的な改修計画の策定と見直し

#### ① 計画策定



体育館の床板の長期的な改修計画を策定する

#### ② 改修実施



計画に基づいて体育館の床板の改修を行う

#### ③ 記録保管



継続的に記録を参照できるよう、補修・改修の記録を保管する

#### ④ 計画見直し



記録を基に必要に応じて計画を見直す

### ポイント5 施設利用時における注意事項の利用者への周知

報告書を参考にして施設利用時の注意事項を作成し、体育館の利用者の目に付く場所に掲示するなどして、利用者に対して分かりやすく伝える。また、利用者が不具合を発見した際の連絡先を明記し、速やかに対応できるようにする等の工夫も有効である。

## 取組事例

## マニュアル作成・配布による学校現場への周知

## 富山県高岡市の取組事例

- 体育館の適切な清掃方法や不具合発見時の対応について、イラスト等を用いながら分かりやすく解説。  
(右図)
  - マニュアルは高岡市公式ホームページに公開しており、教育委員会・学校・学校開放利用団体が協力して対応している。
  - 教育委員会から、ワックス掛け禁止に対応したメンテナンス剤を学校に配布するとともに専用モップを貸し出しており、各学校での定期的なメンテナンスを促している。

<p><b>1. 基本設計</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 良い「操作感覚」の実現</li> <li>スムーズな操作感覚を実現するためには、手の位置関係を作成</li> <li>(2) 手の位置関係</li> <li>手の位置関係は、操作する機器の構造と連動する</li> <li>(3) 構造</li> <li>操作する手が常に安全の位置にいる。実際に実現した場合の操作にに対する不満</li> <li>(4) 適切な操作感覚（操作感覚の「ワクワク感」）</li> <li>適切な操作感覚は、操作する手の感覚で、手筋の操作感覚で</li> </ol>	<p><b>2. 保護装置</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保護装置の「タッチ感覚」</li> <li>操作中に保護装置がタッチする感覚をもたらす。工具はコンピューターマウスの構造の特徴を参考して、操作する手が常に安全の位置にいる。手筋で直接操作するタッチ感覚をもつて、操作感覚の実現をすることが可能。</li> </ol>
<p><b>3. プロテクション</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) プロテクションの「操作感覚」</li> <li>操作中に保護装置がタッチする感覚をもたらす。工具はコンピューターマウスの構造の特徴を参考して、操作する手が常に安全の位置にいる。手筋で直接操作するタッチ感覚をもつて、操作感覚の実現をすることが可能。</li> <li>(2) 安全マットの「操作感覚」</li> <li>最も危険な操作（ドア開閉）を防ぐ。プロテクション入力装置は、操作シートへの操作やドアを開く操作など、操作する手が常に安全の位置にいる。手筋で直接操作するタッチ感覚をもつて、操作感覚の実現をすることが可能。</li> <li>(3) システムズマットの「操作感覚」</li> <li>システムズマットは、ドア開閉用のセンサーである。ドアをドア開閉用のセンサーで、他のドア開閉用のセンサーで、操作する手が常に安全の位置にいる。手筋で直接操作するタッチ感覚をもつて、操作感覚の実現をすることが可能。</li> <li>(4) プロテクションの「操作感覚」</li> <li>シートトランク内に車両のドアが2つ以上ある場合、プロテクションを実現する。車両内に操作する手筋、ドア開閉用のセンサー、ドア開閉用のセンサーで、操作する手が常に安全の位置にいる。手筋で直接操作するタッチ感覚をもつて、操作感覚の実現をすることが可能。</li> </ol>	<p><b>3. プロテクション</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) プロテクションの「操作感覚」</li> <li>操作中に保護装置がタッチする感覚をもたらす。工具はコンピューターマウスの構造の特徴を参考して、操作する手が常に安全の位置にいる。手筋で直接操作するタッチ感覚をもつて、操作感覚の実現をすることが可能。</li> <li>(2) 安全マットの「操作感覚」</li> <li>最も危険な操作（ドア開閉）を防ぐ。プロテクション入力装置は、操作シートへの操作やドアを開く操作など、操作する手が常に安全の位置にいる。手筋で直接操作するタッチ感覚をもつて、操作感覚の実現をすることが可能。</li> <li>(3) システムズマットの「操作感覚」</li> <li>システムズマットは、ドア開閉用のセンサーである。ドアをドア開閉用のセンサーで、他のドア開閉用のセンサーで、操作する手が常に安全の位置にいる。手筋で直接操作するタッチ感覚をもつて、操作感覚の実現をすることが可能。</li> <li>(4) プロテクションの「操作感覚」</li> <li>シートトランク内に車両のドアが2つ以上ある場合、プロテクションを実現する。車両内に操作する手筋、ドア開閉用のセンサー、ドア開閉用のセンサーで、操作する手が常に安全の位置にいる。手筋で直接操作するタッチ感覚をもつて、操作感覚の実現をすることが可能。</li> </ol>

取組  
事例

## 体育館での掲示による利用者への周知

## 東京都自治体Aの取組事例

- 体育館の扉に適切な清掃方法や不具合発見時の連絡先について掲示し、体育館利用者に周知。（右図）
  - 学校職員や児童生徒にくわえ、一般利用者も、容易に確認可能な場所に掲示されている。
  - ラインテープや重量物の移動・設置に伴う傷もササクレの原因となるため、テープの使い方や保護の必要性も含めて注意喚起を行っている。

**体育館・施設利用上の注意事項**

- 体育館の附属にある自習室を販売いただく際、下記の事項を守り、適切に利用してください。
- ワックス貼付・水拭きはしないでください。
- 鍔の取り止め用螺旋タオルを直に床に落さないでください。
- 一時的に貼り付けるインテグローズは専用の物を使い、使用後は速やかに、また丁寧に剥がしてください。
- 土足運動禁止し、外部からの水分・土砂の持ち込みを防ぐでください。
- 単などこかがたまに傷・擦れを持ち込まないでください。
- 施設を移動する時は、荷物などでの保護をしてください。
- フローリングの上・割れなどの異音を発見した場合は、学校 又は 学校施設課にご連絡ください。



参考  
事例

## 点検に活用可能なチェックリストの活用

## 簡易診断シート（点検記録表）

- 体育館の所有者又は管理者は、点検記録表を作成し、実際に点検を行う者に点検項目及び方法を具体的に分かりやすく伝え、有効な点検の実施を行うことが必要。
  - 点検記録表については、以下のような診断シートがある。

簡易診断シート				
占種日付		占種担当者		
主徴	<input checked="" type="checkbox"/>	点検内容	点検結果	
	<input checked="" type="checkbox"/>	運転手の運転は適切ですか	すぐり運転	問題なし
	<input checked="" type="checkbox"/>	運転手の車いすを運んでいますか	すぐりな車いす	問題なし
	<input checked="" type="checkbox"/>	スクワット用に座っていますか	座用している	していない
	<input checked="" type="checkbox"/>	運営者と水戻さんについていますか	減らしている	問題なし
	<input checked="" type="checkbox"/>	運営者と連絡していますか	連絡している	問題なし
	<input checked="" type="checkbox"/>	運営者と連絡が取れますか	ある	ない
	<input checked="" type="checkbox"/>	運営者と連絡が取れませんか	ばれてる	いい
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1、第2回の連絡が取れますか	ある	ない
	<input checked="" type="checkbox"/>	第3、第4回の連絡が取れますか	ある	ない
次回連絡	<input checked="" type="checkbox"/>	本筋で、運営者と連絡が取れますか	ある	ない
	<input checked="" type="checkbox"/>	運営者との連絡が取れませんか	ある	ない
	<input checked="" type="checkbox"/>	連絡が取れませんか	ある	ない
	<input checked="" type="checkbox"/>	連絡が取れませんか	ある	ない
	<input checked="" type="checkbox"/>	連絡が取れませんか	ある	ない
その他	一まとめで記入して下さい			
	<input checked="" type="checkbox"/>	運営者の連絡が取れますか	ある	ない
<input checked="" type="checkbox"/>	運営者の連絡が取れませんか	ある	ない	
<input checked="" type="checkbox"/>	連絡が取れませんか	ある	ない	
<input checked="" type="checkbox"/>	連絡が取れませんか	ある	ない	
<input checked="" type="checkbox"/>	連絡が取れませんか	ある	ない	

施設名		占用日	令和 年 月 日	
住所		室温/場所 温度:		
床下土壁仕様 床下床材(床・床暖・天板) H = , 下層構造、厚み: t = w = L =		点検結果 日常点検 定期点検( )		
フローリング仕様 組合:		点検者		
点検項目・点検方法		点検項目	点検結果	
			状況・詳細内容	
			評価	
床面	点 ● 壁・柱・コロニーカビがないか	ない	名前	
	点 ● フラクタを使用しているか	使用していない	物別記録	
	点 ● 洗剤を使用しているか	使用していない	使用範囲	
	点 ● 洗剤の残りが付着していないか	付着していない	使用範囲	
	点 ● 表面剥落が見当たらないか	剥離していない	剥離している	
	点 ● コート剤が剥離していないか	剥離していない	剥離している	
	点 ● 銀色・銀色でないか	ない	名前	
	点 ● 黒色・黒色でないか	ない	名前	
	点 ● 茶色・茶色でないか	ない	名前	
	点 ● 木目(ナラの木)・表面・剥離・欠けがないか	ない	名前	
縦に歩行	点 ● 目立つ臭いはないか	臭えていない	臭えている	
	点 ● 手踏み臭いはないか	ない	名前	
	点 ● 地面に油膜はないか	ない	名前	
	点 ● 床たるみ(沈没)・沈没・こうこうがないか	ない	名前	
	点 ● ポール(床)構造が正しくなる場合がある(スクットボール)	ない	名前	
床会員	一日単位	する	しない	
	点 ● ブラックレザーや合成皮革・合成革がないか	ない	名前	
	点 ● フラクタ各部の剥離がないか	すり付けてない	すり付けている	
	点 ● ポール(床)構造が正しくないか	ない	名前	
	ボールを設置して横にこしてみる	せず	せず	
床下	日毎点検	する	しない	
	(床下床材のうち複数が 出る場合)	する	しない	
	点 ● 塗装・剥離・はがれは	ない	名前	
	点 ● 断熱材(ウレタン等)がないか	ない	名前	
	点 ● 断熱材(ウレタン等)の剥離がないか	ない	名前	
その他	歩行・段差	点 ● 壁面に変色・劣化がないか	ない	名前
		点 ● 壁面に黒ずみ・黒ずんでいないか	黒ずんでない	黒ずんでいる
		点 ● 壁面に白粉(ホワイトスミ)があるか	ない	名前
		点 ● 壁面にシミ(シロシロ)があるか	ない	名前
		点 ● 壁面に水滴(カサカサ)があるか	ない	名前
	点 ● 壁面に黒ずみ(シロシロ)があるか	ない	名前	
	点 ● 壁面に黒ずみ(シロシロ)・シミ(シロシロ)・水滴(カサカサ)があるか	ない	名前	
	点 ● 壁面に黒ずみ(シロシロ)・シミ(シロシロ)・水滴(カサカサ)があるか	ない	名前	
	点 ● 壁面に黒ずみ(シロシロ)・シミ(シロシロ)・水滴(カサカサ)があるか	ない	名前	
	点 ● 壁面に黒ずみ(シロシロ)・シミ(シロシロ)・水滴(カサカサ)があるか	ない	名前	
総合評価		総合評価は本会員のホームページをご確認ください		
		公認財團法人日本スポーツ振興会 審査員会 プロフェッショナル会員		

「スポーツフロアのメンテナンス スポーツ用木製床の維持管理と補修・改修マニュアル」

(公益財団法人 日本体育施設協会 令和2年12月) より(左)

「体育館床の点検表」<https://ip-sfa.or.jp/bukai/floor/association/oshirase.htm>

(公益財団法人 日本スポーツ施設協会 屋内施設フロア一部会 令和6年3月) (右)



## 7.消費者事故発生時の通知について

Q：学校の体育館で負傷者が出了場合、消費者事故の通知はどこに連絡すれば良いか？

→ 消費者安全法（平成21年法律第50号）では、地方公共団体の長に消費者事故等の情報の通知義務が定められており、教育機関等における消費者事故等については、文部科学省において情報を集約した上で、消費者庁長官に通知する仕組みとなっている。

学校の体育館における床板の剥離による負傷事故（消費者事故）等が発生した場合には、下記事務連絡を参考のうえ、文部科学省への情報通知にご協力いただきたい。

○消費者事故等の通知について（依頼）（令和6年6月7日付事務連絡）

[https://www.mext.go.jp/sports/content/20240711-spt\\_kensport01-300000789-02.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20240711-spt_kensport01-300000789-02.pdf)

## 8.参考資料

○体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）

（平成29年5月29日付事務連絡）

[https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report\\_010/pdf/report\\_010\\_170607\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_010/pdf/report_010_170607_0001.pdf)

○体育館の床板の剥離による負傷事故（消費者庁ホームページ）

[https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report\\_010/](https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_010/)

○消費者安全法第23条第1項の規定に基づく 事故等原因調査報告書

—体育館の床板の剥離による負傷事故—（平成29年5月29日 消費者庁）

【概要】

[https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report\\_010/pdf/10\\_houkoku\\_gaiyou.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_010/pdf/10_houkoku_gaiyou.pdf)

【本文】

[https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report\\_010/pdf/report\\_010\\_171228\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_010/pdf/report_010_171228_0001.pdf)

本手引きは、平成29年5月29日に公表された消費者安全調査委員会による事故等原因調査報告書等をもとに、下記の作成協力を得て、文部科学省が作成した。

- 野川春夫  
　武庫川女子大学学術顧問・順天堂大学名誉教授・日本スポーツクラブ協会理事長
- 公益財団法人 日本スポーツ施設協会

#### 【本件問合せ先】

文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号  
電話：03-5253-4111（内線2292）

# 起きてからでは遅い！

## 子どもたちを守るために、学校施設の適切な維持管理が必要

学校施設は我が国の将来を担う子どもたちの学習・生活の場であり、

災害時には避難所としての役割を担う重要な施設です。

計画的・効率的な長寿命化対策とともに、適切な維持管理を行い、

安全性・機能性を確保することは、子どもたちを守るために不可欠です。

### 事故を未然に防ぎ、子どもたちを守るのは？

#### ① 学校設置者の役割



- ▶ 学校の施設及び設備を管理する義務があります。  
(学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等)
- ▶ 施設を常時適法な状態に維持することが求められています。 (建築基準法)



#### ② 学校の役割

- ▶ 学校の施設及び設備の安全点検、改善の義務があります。 (学校保健安全法)

### 公立学校に対する国の支援は？



#### ① 財政的支援

- ▶ 公立学校における**長寿命化改良事業**や**大規模改造事業**に対して、  
**学校施設環境改善交付金**等の財政支援措置を行っています。



#### ② 技術的支援

- ▶ 維持管理に関する手引及びガイドブック等を作成し、配布しています。
  - ①学校施設の維持管理に徹底に向けて -子どもたちを守るために- (令和2年5月)
  - ②子どもたちの安全を守るために -学校設置者のための維持管理手引- (平成28年3月)